

# EU の新会計指令とドイツの 会計指令転換法参事官草案

——規模基準値の引上げの検討を中心に——

稲 見 亨

はじめに

- I EU における新会計指令の成立
- II EU・ドイツにおける規模基準値の引上げの系譜
- III BilMoG と MicroBilG による規模基準値の引上げ
- IV BilRUG (参事官草案) による規模基準値の引上げ  
むすびにかえて

## はじめに

ドイツにおいては、2014年7月27日付で、連邦法務・消費者保護省 (BMJV) から「会計指令転換法 (Bilanzrichtlinie-Umsetzungsgesetz: BilRUG)」参事官草案が公表された。

BilRUG は、EU の新会計指令 (2013/34/EU)<sup>2</sup> をドイツ国内法に転換することを立法目的としている。2013年6月に EU 公報で公表された新会計指令は、これまで EU 会計の法的基礎を担ってきた第4号指令と第7号指令の内容を修正の上、1つの会計指令として統合するものである。こうした EU の「超国家的基本法」<sup>3</sup>たる新会計指令は、2015年7月が転換期限と定められ、これを受けてドイツで公表されたのが BilRUG 参事官草案である。

別稿で明らかにしたように、近年のドイツの制度改革は、企業の「資本市場指向」と「非資本市場指向」の区分に基づく二元的な国際対応という点に特徴がある。すなわち、ドイツにおいては、資本市場指向企業レベルでの IFRS への接近と同時に、非資本市場指向企業レベルにおいて、IFRS の影響を遠ざける形で“規制緩和 (Deregulierung)”<sup>4</sup>が進められている。とくに規制緩和の側面では、中小・零細の非資本市場指向企業の会計

1 BilRUG [4]. BilRUG (参事官草案) の正式名称は、「一定の法形態の企業の年度決算書、連結決算書およびそれに関連する報告書に関する 2013 年 6 月 26 日付の EU 議会および理事会の指令 (2013/34/EU) の転換, EU 議会および理事会の指令 (2006/43/EG) の修正, そして理事会の 2 つの指令 (78/660/EWG および 83/349/EWG) を廃止するための法律」である。

2 Europäische Union [11].

3 Zwirner [30], S.45.

4 稲見 [37].

関連コスト削減を目的として、EU・ドイツのレベルで漸次、その具体策が講じられてきた。EUの新会計指令と BilRUG (案)の特徴は、域内で大多数を占める非資本市場指向企業のための規制緩和を進める施策を有している点にある。

そこで本稿では、ドイツの最新の BilRUG 参事官草案を考察の対象として取り上げ、規制緩和の観点からみた当該立法の意味を明らかにしたい。その際、規制緩和策の1つの柱である規模基準値(規模別会社区分のための基準値)の引上げに焦点を当てて分析を試みる。

## I EUにおける新会計指令の成立

2013年6月に制定された新会計指令(2013/34/EU)は、個別決算書に関する第4号指令(1978年)ならびに連結決算書に関する第7号指令(1983年)という既存の2つの指令に代替するものである。第4号指令および第7号指令は、およそ30年間、EUにおける会計の法的根拠とされ、ドイツの場合、株式会社(AG)、有限会社(GmbH)、株式合資会社(KGaA)等の資本会社<sup>5</sup>がその規制対象とされてきた。新会計指令が2013年7月に発効したことに伴い、第4号指令と第7号指令は廃止となった。

新会計指令は全11章から成り、その目的は主に2つである。それは、国境を超えて活動する域内企業の決算書の比較可能性を向上させること、そして小規模および中規模会社に対する規制緩和を進めることである<sup>6</sup>。本稿で検討する規模基準値の引上げは、とくに後者の目的にかかわり、多くの会社を小規模もしくは中規模会社に再分類することにより、決算書の作成、監査および公示等の負担軽減を図るものである。

中小・零細の非資本市場指向企業に対する規制緩和の推進は、EUの発議が前提になっている。域内の規制緩和策の導入は、EU委員会による2007年の「EUの行政コストの削減に関する行動計画」が起点になった。当該行動計画は、域内の法規の簡素化(Simplification of the Legislation on the Internal Market: SLIM)運動を背景にしたもので、重複する過剰な情報義務(いわゆる行政コスト)の撤廃を主眼としていた。こうした、EUの簡素化(SLIM)運動のもとで、会社法、とりわけ会計領域にかかわる行政コストの削減が提案されたが、それは主として中小規模企業を対象とするものであった。同年に、当該行動計画をEU理事会が承認し、中小規模企業に対する負担軽減措置

5 新会計指令の構成は、「第1章 適用領域、概念規定、個別企業および企業集団の法形態」、「第2章 一般規定および原則」、「第3章 貸借対照表および損益計算書」、「第4章 附属説明書」、「第5章 状況報告書」、「第6章 連結決算書および報告書」、「第7章 公示」、「第8章 決算書監査」、「第9章 免除規定および免除の制限」、「第10章 政府の支払いに関する報告」、「第11章 決議規程」である。これに、「附則I～VII」が加わる。

6 Lanfermann [19], S.3051.

の拡充が加盟国に求められ、また、EU および加盟国は 2012 年までに行政コストを 25 %削減するという数値目標が設定された。そのための具体的な手段として提案されたのが、決算書の作成および公示義務の免除ないし軽減化である<sup>7</sup>。

2008 年には EU 委員会により、域内中小規模企業の支援をめぐる 10 原則が示された<sup>8</sup>。これは、大規模企業に比べて様々な場面で競争上、不利な立場に置かれている域内の中小規模企業を支援するための指針となるもので、そこで掲げられたのが“think small fast”というスローガンである。こうした制度改革の場面での、いわゆる中小規模企業優先思考に基づき、該当企業の負担軽減が EU の最優先の政策課題として位置づけられた。域内諸法規の“簡素化 (SLIM)”ならびに“think small fast”の改革提案は、2008 年以降、EU 委員会および理事会による一連の発議に基づき改訂や充填がなされ、今日に至っている<sup>9</sup>。

## II EU・ドイツにおける規模基準値の引上げの系譜

ドイツにおける BilRUG の立法は、上述の“簡素化 (SLIM)”ならびに“think small fast”による行政コスト（具体的には会計関連コスト）の削減の動きを背景に進められている。とくに会社規模別の簡素化および免責措置を企図する規模基準値の引上げは、コスト節減のための重要な施策として、EU ならびにドイツで採用されてきた。

EU では、およそ 5 年ごとに規模基準値の見直しが行われてきた。まず 1978 年の第 4 号指令での定義に始まり、インフレ率の考慮のもと、1984 年、1990 年、1994 年、1999 年、2003 年、そして 2006 年と段階的に規模基準値が引上げられた<sup>10</sup>。

注目すべきは、こうした EU の規模基準値修正の枠組みをドイツが最大限に利用してきたという事実である。たとえば、1999 年の Ecu 適合指令により、規模基準値に関し、約 25% の引上げが加盟国に要請された。これを受けてドイツは、2000 年の資本会社 & Co. 指令法 (KapCoRiLiG) を通じて、貸借対照表合計額および売上高に関する規模基準値を約 25% 引上げた。その際、ドイツの商法典 (HGB) 第 267 条の規模基準値は、EU の数値よりも約 10% 高い水準が保たれた。EU の水準を 10% の範囲で上回ることは、EU 指令で容認されていたからである。HGB 第 267 条によれば、3 種類の基準値（貸借対照表合計額、売上高、従業員数）のうち、少なくとも 2 つを超えるか否かで、資本会社の規模区分が行われる。上位の区分に該当するほど、決算書の作成、公示、監査等に

7 Köhler [17], S.268–269.

8 Europäische Union [10].

9 一連の経過は、Europäische Union [11], S.19 を参照。なお、“think small fast”は、ドイツ語では „Vorfahrt für KMU” と表現されている。KMU とは、中小規模企業の略称である。

10 Europäische Union [12].

図表1 BilReG 制定前後の規模基準値 (小規模資本金会社)

基準 (単位はユーロ, 人数)	制定前		制定後	
	EU 指令	HGB	EU 指令	HGB
貸借対照表合計額	3,125,000	3,438,000	3,650,000	4,015,000
売上高	6,250,000	6,875,000	7,300,000	8,030,000
従業員数	50	50	50	50

図表2 BilReG 制定前後の規模基準値 (中規模資本金会社)

基準 (単位はユーロ, 人数)	制定前		制定後	
	EU 指令	HGB	EU 指令	HGB
貸借対照表合計額	12,500,000	13,750,000	14,600,000	16,060,000
売上高	25,000,000	27,500,000	29,200,000	32,120,000
従業員数	250	250	250	250

かかわる義務的範囲が拡大するため、規模基準値の引上げは、HGB の諸規定の適用免除による負担軽減策となる。KapCoRiLiG による規模基準値の引上げの結果、多くのドイツ企業がその恩恵を受けることになった。

さらに、2003 年の EU の規模基準値修正指令への対応として、2004 年の会計法改革法 (BilReG) を通じて、HGB 第 267 条が修正された。規模基準値修正指令は Ecu 適合指令の後継であり、規模基準値の約 17% の引上げを加盟国に求めた。それに対応して、HGB 第 267 条における規模基準値が高められた。図表 1 および図表 2 は、BilReG 制定前後の EU 指令ならびに HGB の (小規模・中規模会社にかかわる) 規模基準値を示したものである (制定前の数値は Ecu 適合指令と KapCoRiLiG に基づく)。BilReG においても、HGB の規模基準値が EU のそれよりも約 10% 高く保たれた (従業員数は除く<sup>11</sup>)。

### III BilMoG と MicroBilG による規模基準値の引上げ

#### 1. BilMoG の基本構想と規模基準値

2009 年に制定された会計法現代化法 (BilMoG) は、HGB の“現代化”と並んで、中小零細の非資本市場指向企業に対する負担軽減措置、すなわち規制緩和の拡充に主眼を置くものであった。

11 詳しくは、稲見 [37], 63-68 ページ。なお、規模基準値は、第 267 条に対応して、連結決算書の作成義務にかかわる第 293 条にも定められているが、本稿では紙幅の都合上、同条の修正には立ち入らない。

BilMoG 政府法案（2008 年 7 月）によれば、BilMoG の目的は、信頼できる HGB 会計法を堅持し、その現代化を通じて IFRS との関係においてほぼ等価で、効率的かつ簡素な代替的選択肢にすると同時に、包括的な規制緩和によりドイツ企業の負担軽減を図る点にある。<sup>12</sup> また、連邦法務大臣（当時）Zypries の言明によれば、「BilMoG により、ドイツ企業、とりわけ中小規模企業の負担を軽減し、技術革新および投資能力を引き出す。改革の重点の 1 つは、中小規模企業に対する規制緩和とコスト節減である。企業領域ではおよそ 10 億ユーロの負担軽減となる。たとえば、中規模個人商人は簿記会計義務を免除され、資本会社に対しては規模基準値が引上げられる。」<sup>13</sup> 加えて、Zypries はつぎのように続ける。「新会計法をもって、中小規模企業は現代のかつ効率的な会計基準を得る。商法上の年度決算書の情報能力を高め、とくにドイツの中小規模企業に対しては国際的会計基準の適用を除外する。ドイツの企業会計法は、国際的基準と完全に等価な選択肢として発展する。その場合に、不利、複雑さ、そして時間的コストを回避する。」<sup>14</sup>

こうした BilMoG の基本構想をもとに、HGB 第 267 条における規模基準値があらためて引上げられた。上述したように、ドイツは当該基準値を漸次引上げながら、規制緩和措置の対象を増やしてきた。規模基準値の約 20% の引上げを加盟国に要請した、EU の「修正指令」（2006 年）に対応して、BilMoG では HGB の規模基準値を約 20% 高め、それにより約 1,600 社が大規模会社から中規模会社へ、そして約 7,400 社が中規模会社から小規模会社に移行するとみられた。具体的には、貸借対照表合計額 4,840,000 ユーロ、売上高 9,680,000 ユーロ、そして従業員数 50 人以下が小規模会社に関する基準値となった。また、貸借対照表合計額 19,250,000 ユーロ、売上高 38,500,000 ユーロ、従業員数 250 人以下が中規模会社に関する基準値とされた。<sup>15</sup>

図表 3 および図表 4 は、BilMoG 制定前後の EU 指令ならびに HGB の規模基準値を示したものである。なお、制定前の数値は規模基準値修正指令と BilReG に基づくものであり、BilMoG においても、HGB の規模基準値が引き続き、EU よりも約 10% 高い水準で維持された（従業員数は除く）。

こうして、EU の枠組みを前提に、ドイツにおける規模基準値（HGB 第 267 条）は、KapCoRiLiG, BilReG, そして BilMoG を通じて段階的に、そして許容される範囲で最大限に引上げられ、規模別の適用免除および簡素化措置の恩恵を受ける企業の数を増加させた。

12 BilMoG [1], S.1.

13 BMJ [7], S.1.

14 Ebenda, S.1.

15 詳しくは、稲見 [37], 71-72 ページ。

図表3 BilMoG 制定前後の規模基準値 (小規模資本金会社)

基準 (単位はユーロ, 人数)	制定前		制定後	
	EU 指令	HGB	EU 指令	HGB
貸借対照表合計額	3,650,000	4,015,000	4,400,000	4,840,000
売上高	7,300,000	8,030,000	8,800,000	9,680,000
従業員数	50	50	50	50

図表4 BilMoG 制定前後の規模基準値 (中規模資本金会社)

基準 (単位はユーロ, 人数)	制定前		制定後	
	EU 指令	HGB	EU 指令	HGB
貸借対照表合計額	14,600,000	16,060,000	17,500,000	19,250,000
売上高	29,200,000	32,120,000	35,000,000	38,500,000
従業員数	250	250	250	250

## 2. MicroBilG による規制緩和措置の導入

EU ではさらに、2012年3月に「最小規模企業にかかわる第4号指令の修正のためのEU議会および理事会の指令」、いわゆるマイクロ指令が制定された。EUのマイクロ指令は、従来の大・中・小規模の資本金会社の3区分から、小規模の下に新たに最小規模のカテゴリーを設けた4区分への移行を定めるものであった。すなわち、小規模資本金会社の下位概念として、「最小規模資本金会社」という新たなカテゴリーが導入された。EU委員会によれば、マイクロ指令による、最小規模の会社に対するコスト節減効果として約35億ユーロが見積もられた。ドイツはこのマイクロ指令に対応して、2012年12月に最小規模資本金会社会計法修正法 (MicroBilG) を制定し、マイクロ指令の指示通り、資本金会社の既存の規模別カテゴリー (大, 中, 小) に、新たに「最小規模」という (下位の) カテゴリーを設けた。HGB に新設された第267a条によれば、つぎの3つの規模基準値のうち2つを超えないものが最小規模資本金会社と認定される。

－ 貸借対照表合計額 350,000 ユーロ

－ 売上高 700,000 ユーロ

－ 従業員数 10人

当該規模基準値は、マイクロ指令のものと合致する。なお、MicroBilGに基づく規模別カテゴリーおよびその基準値は図表5に示すとおりである。<sup>16</sup>

16 ミクロ指令ならびに MicroBilG の要点に関し、詳しくは稲見 [37], 73-77 ページ。なお、図表5は、Kütting/Eichenlaub/Strauß [18], S.1671 を参考に作成している。

図表5 MicroBilG に基づく規模別カテゴリーと基準値

	最小規模	小規模	中規模	大規模
貸借対照表合計額 (単位：ユーロ)	350,000	4,840,000	19,250,000	19,250,000 (超)
売上高 (単位：ユーロ)	700,000	9,680,000	38,500,000	38,500,000 (超)
従業員数 (単位：人数)	10	50	250	250 (超)
HGB 規定	第 267 a 条	第 267 条		

## IV BilRUG（参事官草案）による規模基準値の引上げ

### 1. BilRUG の立法方針

EU・ドイツにおける規模基準値の引上げは、新たな局面を迎えている。すなわち、EU の新会計指令の発布に基づき、その転換法としての BilRUG の参事官草案が 2014 年 7 月にドイツで公表され、そこで規模基準値の修正が予定されている。BilRUG は、9 条からなる条文法 (Artikelgesetz) の形式を採り、改正の対象は HGB を中心に、開示法、株式法、有限会社法、そしてその他の連邦法に及ぶ。規模基準値の引上げに関連するのは、主として HGB 第 267 条ならびに商法典施行法 (EGHGB) 第 74 条の修正である。当該修正は、EU の新会計指令に対応するもので、同指令の第 3 条「個別企業および企業集団のカテゴリー」において、規模基準値の引上げが要請された。第 3 条によれば、従来の基準値よりもおよそ 20% の引上げが指示され、中規模資本会社については、貸借対照表合計額につき 20,000,000 ユーロ、売上高につき 40,000,000 ユーロという形で、加盟国に統一的な規模基準値の導入が求められる。他方、小規模資本会社については、貸借対照表合計額につき 4,000,000 ユーロ～6,000,000 ユーロ、売上高につき 8,000,000 ユーロ～12,000,000 ユーロという形で、加盟国が選択できる基準値の範囲が定められている。<sup>17</sup> BilRUG 参事官草案によれば、新会計指令の主たる目的の 1 つは、中小規模企業の行政コストの軽減化である。そのために新会計指令は、ドイツで以前から用いられてきた規模基準値の最高値を超えて許容し、とくに小規模企業に対して、規模基準値をいっそう高める可能性を開くものである。<sup>18</sup>

### 2. BilRUG に基づく新たな規模基準値

BilRUG 参事官草案によれば、規模基準値（第 267 条）は、貸借対照表合計額が小規

<sup>17</sup> Europäische Union [11], S.28–29.

<sup>18</sup> BilRUG [4], S.46.

模資本会社につき 6,000,000 ユーロ (現行は 4,840,000 ユーロ), 中規模資本会社に関し 20,000,000 ユーロ (現行は 19,250,000 万ユーロ) まで高められる。また, 売上高に関し, 小規模資本会社につき 12,000,000 ユーロ (現行は 9,680,000 万ユーロ), 中規模資本会社に関し 40,000,000 ユーロ (現行は 38,500,000 ユーロ) まで高められる。小規模資本会社については, 新会計指令が許容する最高値を選択し, およそ 24% の基準値の引上げとなる。中規模資本会社については, 新会計指令が指示する統一的な基準値に従い, およそ 4% の引上げである。なお, 従業員数に関する基準値は修正されず, また MicroBilG により導入された最小規模資本会社の規模基準値 (第 267 a 条) に変更はない。<sup>19</sup>

見積もりでは, 7,000 を超える資本会社が BilRUG による規模基準値の引上げの恩恵を受けるといわれる。<sup>20</sup> また, 参事官草案によれば, ドイツは新会計指令で認められる引上げ幅を最大限に利用し, それにより小規模企業にとり望ましいコスト節減を実現させるといふ。<sup>21</sup> さらに, 連邦法務・消費者保護 (BMJV) 大臣の Maas によると, 小規模企業に対する規模基準値の約 20% の引上げを通じて, 該当企業全体に対し, 年間約 1 億ユーロの負担軽減が期待される。<sup>22</sup>

なお, BilRUG に基づく規模別カテゴリー, および新たな規模基準値は図表 6 に示すとおりである (小規模・中規模にかかわる括弧内の数値は現行のもの)。

また, 新たに修正される商法典施行法の第 74 条 (案) によれば, 新基準値は, 2013 年 12 月 31 日の後に始まる年度決算書に対して初度適用が行われる。この点に関し, BilRUG 参事官草案ではつぎのように説明されている。

「商法典施行法の第 74 条 2 項の経過規定では, 新 HGB 第 267 条 1 項および 2 項 (案) が, 2013 年 12 月 31 日の後に始まる営業年度に対して初度適用されることを定めている。新たな規模別分類に際しては, HGB 第 267 条 4 項に基づき, 連続する 2 つの

図表 6 規模別カテゴリーと BilRUG による新基準値 (案)

	最小規模	小規模	中規模	大規模
貸借対照表合計額 (単位: ユーロ)	350,000	6,000,000 (4,840,000)	20,000,000 (19,250,000)	20,000,000 (超)
売上高 (単位: ユーロ)	700,000	12,000,000 (9,680,000)	40,000,000 (38,500,000)	40,000,000 (超)
従業員数 (単位: 人数)	10	50	250	250 (超)
HGB 規定	第 267 a 条	新第 267 条 (案)		

19 Ebenda, S.7.

20 Zwirner [31].

21 BilRUG [4], S.65.

22 Maas [23].



営業年度に規模基準値を適用させる必要がある。すなわち、新たに分類する場合、2013年12月31日の後に始まる営業年度の決算書に対して、貸借対照表合計額、売上高、そして従業員数につき、該当の営業年度末だけではなく、少なくとも前年の数値を考慮しなければならない。そうした考慮の際、規模基準値引上げの従来への慣行に倣い、新しい規模基準値が遡及して適用される。したがって、2014年12月31日と2013年12月31日、もしくは2013年12月31日と2012年12月31日の決算日時点で、修正後の規模基準値の3つのメルクマールのうち2つを超えない資本会社は、2014年12月31日の決算日時点で小規模とみなされる。<sup>23</sup>」

このように、資本会社の規模別分類に際しては、基準値の2ヶ年比較のため、新規規模基準値の遡及的な適用が行われる。これにより、早ければ2014年度（2013年12月31日の後に始まる営業年度）の決算書から、一定の資本会社が規模基準値引上げの恩恵を受ける。参事官草案によれば、これはEUの新会計指令の目的に適うもので、可能な限り早期に負担軽減効果が表れるように配慮した措置である。<sup>24</sup>

加えて、HGB第267条とのかかわりで、新4a項において「貸借対照表合計額」の内容が明確にされる。BilRUGの新第267条4a項（案）によれば、貸借対照表合計額とは、固定資産、流動資産、計算区分項目、そして資産相殺による借方差額の合計となる。<sup>25</sup>

BilRUGに基づく新規定の大部分は、2016年度からの適用が予定されている。他方、上述の新規模基準値とそれに関連する貸借対照表合計額の定義（新第267条）は、特例として、2013年12月31日の後に始まる営業年度、すなわち2014年度から適用可能となる。つまり、規模基準値の引上げによる負担軽減の恩恵は、前倒しの形で該当の会社に与えられる。その限り、規模基準値を引上げ、当該会社に対し決算書の作成、監査および公示にかかわる負担軽減を早期に行うBilRUGは、先行のBilMoG、MicroBilGに続く、規制緩和推進のための立法として位置づけることができる。<sup>26</sup>

## むすびにかえて

本稿で明らかにしたように、BilRUGの立法は、EU会計関連指令の改編・統合の動きを受けた、「非資本市場指向」の会計制度改革の一環とみることができる。とくに、

23 BilRUG [4], S.65–66.

24 Ebenda, S.66.

25 Ebenda, S.65–66. なお、この修正は、先行のMicroBilGによる明文化に対応したものである。借方の潜在的租税は今後、貸借対照表合計額に算入されない。

26 こうした規模基準値の引上げに加えて、BilRUG参事官草案では、MicroBilGによる負担軽減策の利用範囲を（最小規模の）協同組合にまで拡げている点も注目される。

規模基準値の引上げとその早期の実施を通じて、中小・零細の非資本市場指向企業の負担軽減を目的とした、決算書の作成および公示にかかわる“規制緩和”の枠組みの強化が目指されている。

その限り、BiRUG(参事官草案)は、HGBを大幅に改編する性格のものではない。EUの“簡素化(SLIM)”ならびに“think small fast”の施策を背景に、会計関連コスト削減の側面からドイツの非資本市場指向企業の負担軽減を法制度上支援し、もって該当企業の競争能力の向上を図るところに力点が置かれている。いわば規制緩和の側面からのHGB会計法の補強である。別言すれば、近年のドイツ会計制度の“現代化”の流れを受けて、資本市場指向企業レベルでのIFRS対応の枠組みは保持したまま、非資本市場指向企業に対する規制緩和措置の拡充が目指されている。本稿で検討した規模基準値の引上げの事例から明らかのように、これまで、ドイツはEUの枠組みを利用して最大限に規制緩和に取り組んできた。その意味において、最新のBiRUGは、BilMoGとMicroBiGを引き継ぎ、非資本市場指向企業の制度的支援に力点を置く立法であるといえよう。

なお、BiRUGの立法に関しては、国別報告書(Country-by-Country-Reporting)の導入や附属説明書の記載事項の拡充といった開示面に加えて、無形資産の償却、引当金の評価、さらには「経済的観察法(wirtschaftliche Betrachtung)」の明文化といった、計算規定にかかわる個別の論点も確かに存在する<sup>27</sup>。こうした論点を含むBiRUGの全体像とその位置づけについては、同法の立法経過を見定めたとえ、あらためて別稿で論じたい。

#### 引用・参考文献

- [1] BilMoG (2008), Entwurf eines Gesetzes zur Modernisierung des Bilanzrechts, *BT-Drucks. 16/10067 vom 30. 07. 2008*, S.1-254.
- [2] BilMoG (2009), Gesetz zur Modernisierung des Bilanzrechts vom 25. 05. 2009, *BGBI Teil I, Nr.27 vom 28. 05. 2009*, S.1102-1137.
- [3] BilReG (2004), Gesetz zur Einführung internationaler Rechnungslegungsstandards und zur Sicherung der Qualität der Abschlussprüfung vom 04. 12. 2004, *BGBI Teil I, Nr.65 vom 09. 12. 2004*, S.3166-3182.
- [4] BiRUG (2014), Referentenentwurf des Bundesministeriums der Justiz und für Verbraucherschutz eines Gesetzes zur Umsetzung der Richtlinie 2013/34/EU des europäischen Parlaments und des Rates vom 26. Juni 2013 über den Jahresabschluss, den konsolidierten Abschluss und damit verbundene Berichte von Unternehmen bestimmter Rechtsformen und zur Änderung der Richtlinie 2006/43/EG des Europäischen Parlaments und des Rates und zur Aufhebung der Richtlinien 78/660/EWG und 83/349/EWG des Rates (Bilanzrichtlinie-Umsetzungsgesetz - BiRUG), S.1-97.
- [5] Blöink, T. (2012), Auswirkungen geänderter Vorschriften der 4. und 7. EU-Richtlinie auf die handelsrechtliche Rechnungslegung, *WPg 6*, S.299-304.

27 たとえば、Oser/Orth/Wirtz [27], Lüdenbach/Freiburg [22] ならびに Keller/Schmid [15].

- [6] BMJ (2007), Informationen für die Presse, Eckpunkte der Reform des Bilanzrechts, Berlin, 16. 10. 2007, S.1–9.
- [7] BMJ (2009), Pressemitteilungen, Neues Bilanzrecht : Milliardenentlastung für den deutschen Mittelstand beschlossen vom 27. 03. 2009, S.1–3.
- [8] BMJ/BMF (2004), Mitteilung für die Presse : Bundesregierung stärkt Anlegerschutz und Unternehmensintegrität vom 25. 02. 2003, S.1–13.
- [9] DRSC (2014), Empfehlungen zur Umsetzung der Richtlinie 2013/34/EU ins HGB vom 11. 02. 2014, S.1–27.
- [10] Europäische Union (2008), Mitteilung der Kommission an das Europäische Parlament, den Rat, den Europäischen Wirtschafts- und Sozialausschuss und den Ausschuss der Regionen, Vorfahrt für KMU in Europa, *KOM (2008) 394 vom 25. 06. 2008*, S.1–24.
- [11] Europäische Union (2013), Richtlinie 2013/34/EU des Europäischen Parlaments und des Rates vom 26. Juni 2013 über den Jahresabschluss, den konsolidierten Abschluss und damit verbundene Berichte von Unternehmen bestimmter Rechtsformen und zur Änderung der Richtlinie 2006/43/EG des Europäischen Parlaments und des Rates und zur Aufhebung der Richtlinien 78/660/EWG und 83/349/EWG des Rates, *ABl L 182 vom 29. 06. 2013*, S.19–76.
- [12] Europäische Union (2014), Schwellenwerte zur Definition der KMU ([http://ec.europa.eu/internal\\_market/accounting/sme\\_accounting/thresholds/index\\_de.htm](http://ec.europa.eu/internal_market/accounting/sme_accounting/thresholds/index_de.htm), Stand : 30. 09. 2014).
- [13] IDW (2014), Stellungnahme zur Umsetzung der EU-Bilanzrichtlinie vom 27. 02. 2014, S.1–6.
- [14] KapCoRiLiG (2000), Kapitalgesellschaften- und Co-Richtlinie-Gesetz vom 24. 02. 2000, *BGBI Teil I, Nr.8 vom 08. 03. 2000*, S.154–162.
- [15] Keller, B./Schmid, A. (2014), Country-by-Country-Reporting : neue Anforderungen für das Rechnungswesen durch BilRUG-RefE und EITI, *BB 38*, S.2283–2287.
- [16] Knorr, L./Beiersdorf, K./Schmidt, M. (2007), EU-Vorschlag zur Vereinfachung des Unternehmensumfelds –insbesondere für KMU, *BB 62*, S.2111–2117.
- [17] Köhler, G. A. (2008), Deregulierung nach dem Entwurf eines BilMoG, *BB 6*, S.268–270.
- [18] Küting, K./Eichenlaub, R./Strauß, M. (2012), MicroBilG-E : Geplante Gesetzänderungen zur Erleichterung der Rechnungslegung und Offenlegung von Kleinstkapitalgesellschaften, *DSrR 33*, S.1670–1674.
- [19] Lanfermann, G. (2011), Vorschlag für eine neue EU-Rechnungslegungsrichtlinie : Fokussierung auf kleine Unternehmen, *BB 49*, S.3051–3053.
- [20] Lanfermann, G. (2012), EU-Erleichterungen für die Rechnungslegung von Kleinunternehmen – Handlungsspielraum des deutschen Gesetzgebers, *BB 19*, S.1209–1211.
- [21] Lanfermann, G. (2013), EU-Rechnungslegungsrichtlinie : Zum Handlungsbedarf des deutschen Gesetzgebers, *WPg 17*, S.849–852.
- [22] Lüdenbach, N./Freiburg, J. (2014), BilRUG-RefE : Nur "punktuelle Änderungen" ?, *BB 37*, S.2219–2225.
- [23] Maas, H. (2014), Neuerungen im Bilanzrecht – was kommt auf die Wirtschaftsprüfer zu?, *WPg 18*, Editorial.
- [24] MicroBilG (2012), Gesetz zur Umsetzung der Richtlinie 2012/6/EU des Europäischen Parlaments und des Rates vom 14. März 2012 zur Änderung der Richtlinie 78/660/EWG über den Jahresabschluss von Gesellschaften bestimmter Rechtsformen hinsichtlich Kleinstbetrieben vom 20. 12. 2012, *BGBI Teil I, Nr.61 vom 27. 12. 2012*, S.2751–2755.
- [25] Müller, S./Stawinoga, M. (2014), Implikationen der rückwirkenden Schwellenwerterhöhung mit dem BilRUG-RefE bei der Bestimmung der Unternehmensgrößenklassen, *BB 40*, S.2411–2415.
- [26] Naumann, K.-P. (2014), Anpassung des deutschen Bilanzrechts an die EU-Bilanzrichtlinie, *WPg 8*, Editorial.

- [27] Oser, P./Orth, C./Wirtz, H. (2014), Neue Vorschriften zur Rechnungslegung und Prüfung durch das Bilanzrichtlinie-Umsetzungsgesetz, *DB 34*, S.1877-1886.
- [28] Zülch, H./Güth, S. (2012), Der Entwurf einer neuen Bilanzrichtlinie – Implikationen für die künftige Ausgestaltung des Europäischen Bilanzrechts, *DB 8*, S.413-419.
- [29] Zwirner, C. (2014 a), EU-Bilanzrechtsreform: Änderungen der EU-Richtlinien zur Rechnungslegung, *StuB 9*, S.315-323.
- [30] Zwirner, C. (2014 b), Neue Rechnungslegungsvorschriften ab 2016, *DSrR 9*, S.439-445.
- [31] Zwirner, C. (2014 c), Das BilRUG ist da-handelsrechtliche Reform mit vielen Detailänderungen, *DB 32*, Gastkommentar.
- [32] 稲見 亨 (2004) 『ドイツ会計国際化論』 森山書店。
- [33] 稲見 亨 (2005) 「EU 指令・命令のドイツ会計法への転換 – 会計法改革法の制定 –」 川口八洲雄編 『会計制度の統合戦略』 森山書店, 79-107 ページ。
- [34] 稲見 亨 (2007) 「EU における IAS/IFRS の承認メカニズムとドイツの論点 – エンドースメントの側面 –」 佐藤誠二編 『EU・ドイツの会計制度改革』 森山書店, 67-96 ページ。
- [35] 稲見 亨 (2009) 「ドイツの会計国際化対応と規制緩和 – 国内企業に対する二元的な規制緩和措置 –」 『産業経理』 第 69 巻第 3 号, 40-50 ページ。
- [36] 稲見 亨 (2010) 「EU・ドイツにおける国際的会計基準適用の新たな論点 – 議会レベルの対応に焦点を当てて –」 『会計』 第 178 巻第 4 号, 77-90 ページ。
- [37] 稲見 亨 (2014) 「会計制度改革と規制緩和」 佐藤博明/ヨルク・ベェトゲ編 『ドイツ会計現代化論』 森山書店, 61-80 ページ。